

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案新旧対照条文目次

○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（第一条関係）	1
○ 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（第二条関係）	30
○ 郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）（第三条関係）	38
○ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）（第四条関係）	50
○ 水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）（附則第八条関係）	51
○ 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（附則第九条関係）	52
○ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）（附則第十二条関係）	54
○ 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）（附則第十三条第一号関係）	56
○ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（附則第十三条第二号関係）	57
○ 植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）（附則第十三条第三号関係）	58
○ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）（附則第十三条第四号関係）	59
○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第十三条第五号関係）	60
○ 郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）（附則第十三条第六号関係）	64
○ 郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）（附則第十七条関係）	65
○ お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）（附則第二十条関係）	71
○ 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）（附則第二十二条関係）	72
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第二十五条関係）	73
○ 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）（附則第二十六条関係）	75
○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（附則第二十七条関係）	76
○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（附則第二十八条関係）	77

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第三十条関係）	84
○ 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）（附則第三十一条関係）	85
○ 消費税法（昭和六十三年法律第八八号）（附則第三十三条関係）	87
○ 民事訴訟法（平成八年法律第九九号）（附則第三十四条関係）	89
○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百二十号）（附則第三十六条関係）	91
○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）（附則第三十八条関係）	93
○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（附則第三十九条関係）	98
○ 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）（附則第四十条関係）	100
○ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）（附則第四十一条関係）	101
○ 保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（附則第四十二条関係）	102
○ 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（附則第四十三条関係）	103
○ 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）（附則第四十四条関係）	105
○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（附則第四十五条関係）	106

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 削除</p> <p>第七章 日本郵便株式会社</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 承継会社の再編成に関する日本郵便株式会社法等の特例 （第八十九条の二―第八十九条の六）</p> <p>第四節 移行期間中の業務に関する特例等（第九十条―第九十三 条）</p> <p>第八章～第十章（略）</p> <p>第十一章 日本郵政公社の業務等の承継等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 業務等の承継等（第六十六条―第七十六条）</p> <p>第三節 承継会社の再編成（第七十六条の二―第七十六条の</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 郵便事業株式会社</p> <p>第一節 設立等（第七十条―第七十二条）</p> <p>第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例（第七十三条・ 第七十四条）</p> <p>第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第七十五条―第七十八 条）</p> <p>第七章 郵便局株式会社</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第九十条―第九十三 条）</p> <p>第八章～第十章（略）</p> <p>第十一章 日本郵政公社の業務等の承継等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 業務等の承継等（第六十六条―第七十六条）</p>

第十二章・第十三章 (略)

第十四章 罰則(第九十条―第九十六条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、民間に委ねることが可能なものとはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、株式会社¹に的²に郵政事業(法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。)の経営を行わせるための改革(以下「郵政民営化」という。)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社(以下「公社」という。)の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

(承継会社の再編成)

第六条の二 郵便局株式会社は、郵政民営化法等の一部を改正する等の

法律(平成二十四年法律第 号。以下「平成二十四年改正法」と

いう。)の施行の日(以下「平成二十四年改正法施行日」という。)

に、その商号を日本郵便株式会社に変更するものとする。

2| 日本郵便株式会社は、平成二十四年改正法施行日に、郵便事業株式

第十二章・第十三章 (略)

第十四章 罰則(第九十条―第九十七条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、民間にゆだねることが可能なものとはできる限りこれにゆだねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、平成十六年九月十日に閣議において決定された郵政民営化の基本方針に則して行われる改革(以下「郵政民営化」という。)について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社(以下「公社」という。)の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

会社の業務等を合併により承継するものとする。

(新会社の株式)

第七条 (略)

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを旨とし、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

(郵政事業に係る基本的な役務の確保)

第七条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。

2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。

第七条の三 政府は、前条に規定する責務の履行の確保が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(郵便局における旧郵便貯金及び旧簡易生命保険の取扱い)

第七条の四 機構が公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険は、確実に郵便局において取り扱われるものとする。

(新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条

(新会社の株式)

第七条 (略)

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、移行期間(平成十九年十月一日から平成二十九年九月三十日まで)の期間をいう。以下同じ。)中に、その全部を処分するものとする。

(新会社の業務についての同種の業務を営む事業者との対等な競争条

件の確保)

第八条 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間(第一百四条に規定する日又は第三百三十四条に規定する日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

(情報の公表)

第八条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵政事業についての国民の理解を得るため、その経営の状況に関する情報を公表するものとする。

(所掌事務)

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 三年ごとに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況並びに国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。
- 二 第三十三条第二項、第五十条第二項、第六十二条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第六十三条第二項、第九十条第二項、第一百十条の二第三項、第一百十二条第三項、第一百十六条第四項、第一百十九条第二項、第一百二十条第二項、第一百三十八条の二

件の確保)

第八条 承継会社の業務については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。

(所掌事務)

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 三年ごとに、承継会社の経営状況及び国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。
- 二 第三十三条第二項、第五十条第二項、第六十二条第三項、第六十条第二項、第七十八条第二項、第九十三条第二項、第一百十二条第三項、第一百十六条第四項、第一百十九条第二項、第一百二十条第二項、第一百四十条第二項、第一百四十四条第四項、第一百四十七条第二項又は

第三項、第四百十條第二項、第四百四十四條第四項、第四百七十七條第二項又は第四百九十九條第二項の規定によりその権限に属させられた事項について、必要があると認めるときは、本部長を通じて関係各大臣に意見を述べること。

三・四 (略)

2・3 (略)

(設置期限等)

第二十六條 本部（民営化委員会を含む。次条において同じ。）は、移行期間の末日まで置かれるものとする。

2 移行期間の末日において民営化委員会の委員である者の任期は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(業務の特例)

第六十一條 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。次号、次条、第四百四條第一号、第四百十條の二第一項、第三百三十四條第一号及び第三百三十八條の二第一項において同じ。）の処分

二・三 (略)

第四百九十九條第二項の規定によりその権限に属させられた事項について、必要があると認めるときは、本部長を通じて関係各大臣に意見を述べること。

三・四 (略)

2・3 (略)

(設置期限等)

第二十六條 本部（民営化委員会を含む。次条において同じ。）は、平成二十九年九月三十日まで置かれるものとする。

2 平成二十九年九月三十日において民営化委員会の委員である者の任期は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(業務の特例)

第六十一條 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条及び附則第二条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。次号、次条、第四百四條第一号及び第三百三十四條第一号において同じ。）の処分

二・三 (略)

(株式の処分)

第六十二条 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式について、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、第七条の二に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

2 日本郵政株式会社は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出るとともに、当該各号に定める者に通知しなければならぬ。

- 一 郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した場合 郵便貯金銀行
- 二 郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分した場合 郵便保険会社

3 (略)

4 | 日本郵政株式会社が郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式の全部を処分した場合には、前二項の規定を準用する。この場合において、第二項中「定める者」とあるのは、「定める者及び機構」と読み替えるものとする。

(日本郵政株式会社法の適用に関する特例等)

第六十三条 前二条の規定の適用がある場合における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第十三条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律並びに郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第六十一条及び第六十二条」と、同条第二項及び同法第十四条第一項

(株式の処分)

第六十二条 日本郵政株式会社は、移行期間中に、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を段階的に処分しなければならない。

2 日本郵政株式会社は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出るとともに、当該各号に定める者及び機構に通知しなければならない。

- 一 郵便貯金銀行の株式の全部を処分した場合 郵便貯金銀行
- 二 郵便保険会社の株式の全部を処分した場合 郵便保険会社

3 (略)

(日本郵政株式会社法の適用に関する特例等)

第六十三条 前二条の規定の適用がある場合における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第十四条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律並びに郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第六十一条及び第六十二条」と、同条第二項及び同法第十五条第一項

中「この法律」とあるのは「この法律並びに郵政民営化法第六十一条及び第六十二条の規定」と、同法附則第二条第一項中「第四条に」とあるのは「第四条及び郵政民営化法第六十一条に」と、「同条に規定する業務」とあるのは「これらの業務」とする。

2 総務大臣は、日本郵政株式会社法第十三条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

第六章 削除

第七十条から第七十八条まで 削除

中「この法律」とあるのは「この法律並びに郵政民営化法第六十一条及び第六十二条の規定」とする。

2 総務大臣は、日本郵政株式会社法第十四条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

第六章 郵便事業株式会社
第一節 設立等

(設立)

第七十条 日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社の設立の発起人となる。

2 発起人は、定款を作成して、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び郵便事業株式会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

- 一 株式の数（郵便事業株式会社を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）
- 二 株式の払込金額（株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。第七十九条第三項第二号において同じ。）

- 三 資本金及び資本準備金の額に関する事項
- 4| 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、その発行に際して第七項の規定により公社が出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」とする。
- 5| 郵便事業株式会社の設立に際して発行する株式の総数は、公社が引き受けるものとし、発起人は、これを公社に割り当てるものとする。
- 6| 前項の規定により割り当てられた株式による郵便事業株式会社の設立に関する株式引受人としての権利は、日本郵政株式会社が行使する。
- 7| 公社は、郵便事業株式会社の設立に際し、郵便事業株式会社に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。この場合においては、公社法第四十七条の規定は、適用しない。
- 8| 郵便事業株式会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七十条第五項の規定による株式の割当後」とする。
- 9| 第七項の規定により公社が行う出資に係る給付は、この法律の施行

の時に行われるものとし、郵便事業株式会社は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。

10 郵便事業株式会社は、会社法第九十一条第一項の規定にかかわらず、郵便事業株式会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならぬ。

11 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、郵便事業株式会社の設立については、適用しない。
(商号)

第七十一条 郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第二条の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現にその商号中に郵便事業株式会社という文字を使用している者については、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。
(最初の実施計画等)

第七十二条 郵便事業株式会社の成立の日の属する事業年度以後の三事業年度に係る実施計画（郵便事業株式会社法第四条第一項に規定する実施計画をいう。）については、同項中「開始前に」とあるのは、「開始後遅滞なく」とする。

2 郵便事業株式会社の成立の日の属する事業年度の事業計画については、郵便事業株式会社法第七条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例
(郵便事業株式会社法の特例)

第七十三条 郵便事業株式会社は、その成立の時に於いて、郵便事業株式会社法第三条第一項又は第二項に規定する業務に該当しない業務であつて、郵便事業株式会社が営むものとして承継計画において定められたものについて、同条第三項の認可を受けたものとみなす。

(貨物利用運送事業法等の登録等に関する特例)

第七十四条 郵便事業株式会社は、その成立の日以後六月を経過する日までの間(当該期間内に貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第三条第一項の登録の申請について登録の拒否の処分があつたとき、又は同法第二十条若しくは貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条の許可の申請について許可しない旨の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間)は、これらの規定及び同法第三十六条第一項の規定にかかわらず、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号。以下「整備法」という。)第二条の規定による廃止前の公社法第十九条第一項第一号に掲げる業務を行うことができる。郵便事業株式会社が当該期間内に貨物利用運送事業法第三条第一項の登録又は同法第二十条若しくは貨物自動車運送事業法第三条の許可の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請について登録若しくは登録の拒否の処分又は許可若しくは許可しない旨の処分があるまでの間も、同様とする。

2| 郵便事業株式会社の成立の際現に公社が第二十九条第一項に規定する業務を行うため貨物利用運送事業法第三条第一項の登録若しくは同

法第二十条、貨物自動車運送事業法第三条若しくは同法第三十五条第一項の許可を受け、又は同法第三十六条第一項の届出をしている場合においては、郵便事業株式会社は、その成立の時に、当該登録若しくは許可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、公社が貨物利用運送事業法第八条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは貨物自動車運送事業法第十条第一項の認可を受けているとき（貨物利用運送事業法第八条第三項（同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）又は貨物自動車運送事業法第十条第三項の規定により認可を受けたものとみなされる場合を含む。）、又は貨物利用運送事業法第十一条（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは貨物自動車運送事業法第十八条第三項（同法第三十五条第六項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の届出をしているときは、郵便事業株式会社は、その成立の時に、当該認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 前項前段の場合における第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	第七条第一項
登録	変更登録
第二十条	第二十五条第一項
第三条の	第九条第一項の
許可	認可

第三節 移行期間中の業務に関する特例等

(通則)

第七十五条 郵便事業株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

(民営化委員会の意見の聴取)

第七十六条 総務大臣は、郵便事業株式会社法第三条第三項の認可の申請があつたときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

(同種の業務を営む事業者への配慮)

第七十七条 郵便事業株式会社は、郵便事業株式会社法第三条第三項に規定する業務を営むに当たっては、郵便事業株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることにかんがみ、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

(郵便事業株式会社法の適用に関する特例等)

第七十八条 前条の規定の適用がある場合における郵便事業株式会社法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条	及び前項各号に	、前項各号に掲げる法律及び郵政
第十二条	及び次に掲げる	、次に掲げる法律及び郵政民営化
第一項	法律	法（平成十七年法律第九十七号）
		第六章第三節

第七章 日本郵便株式会社

(設立)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 郵便局株式会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び郵便局株式会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

一 (略)

二 株式の払込金額(株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。)

三 (略)

4 5 11 (略)

(損害保険代理店の登録に関する特例)

第八十三条 郵便局株式会社の成立の際現に公社が郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)

第二項	掲げる法律	民営化法第六章第三節の規定
第十三条	及び前条第一項	、前条第一項各号に掲げる法律及
第一項	各号に掲げる法律	び郵政民営化法第六章第三節の規定

2 総務大臣は、郵便事業株式会社法第十二条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

第七章 郵便局株式会社

(設立)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 (同上)

一 (略)

二 株式の払込金額

三 (略)

4 5 11 (略)

(損害保険代理店の登録に関する特例)

第八十三条 郵便局株式会社の成立の際現に公社が整備法第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の

以下「整備法」という。)第二条の規定による廃止前の日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)第五条第一項の規定による届出(以下この項において「登録に代わる届出」という。)をしている場合(当該登録に代わる届出に係る同条第三項の規定による届出をした場合を除く。)においては、郵便局株式会社は、その成立の時に、当該登録に代わる届出に係る損害保険会社等(同法第二条第一項に規定する損害保険会社等をいう。)を所属保険会社等(保険業法第二十四条に規定する所属保険会社等をいう。以下同じ。)として保険業法第二百七十六条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便局株式会社は、同法第二百八十一条の手数料を納めなければならない。

2 (略)

第三節 承継会社の再編成に関する日本郵便株式会社法等の特例

(業務に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例)

第八十九条の二 郵便局株式会社が第七十六条の四第一項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時に、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第四条第四項の規定によりした届出とみなす。

(郵便局の設置に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例)

第八十九条の三 郵便局株式会社が第七十六条の四第二項の規定によ

取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)第五条第一項の規定による届出(以下この項において「登録に代わる届出」という。)をしている場合(当該登録に代わる届出に係る同条第三項の規定による届出をした場合を除く。)においては、郵便局株式会社は、その成立の時に、当該登録に代わる届出に係る損害保険会社等(同法第二条第一項に規定する損害保険会社等をいう。)を所属保険会社等(保険業法第二十四条に規定する所属保険会社等をいう。以下同じ。)として保険業法第二百七十六条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便局株式会社は、同法第二百八十一条の手数料を納めなければならない。

2 (略)

第三節 移行期間中の業務に関する特例等

りした届出は、平成二十四年改正法の施行の時に於いて、日本郵便株式会社は日本郵便株式会社法第六條第二項の規定によりした届出とみなす。

（銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九條の四 郵便局株式会社が第七十六條の四第三項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時に於いて、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第七條の規定によりした届出とみなす。

（事業計画に係る認可に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九條の五 第七十六條の四第四項の規定によりした総務大臣の認可は、平成二十四年改正法の施行の時に於いて、日本郵便株式会社法第十條の規定によりした総務大臣の認可とみなす。

（銀行代理業の変更の届出に関する銀行法の特例）

第八十九條の六 郵便貯金銀行を所屬銀行とする銀行法第五十二條の五十八第二項に規定する銀行代理業再委託者である郵便局株式会社の再委託を平成二十四年改正法施行日前に受けていた同項に規定する銀行代理業再委託者であつて平成二十四年改正法附則第十七條の規定による改正後の簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第四條第一項に規定する受託者に該當する者は、日本郵便株式会社を代理人として、銀行法第五十二條の三十九第一項又は第二項の規定による届出（第七十六條の二の規定による定款の変更及び第七十六條の三の規定による合併（以下「承継会社の再編成」という。）に伴つて変更

が必要となる事項として内閣府令で定めるものに係るものに限る。)をすることができる。この場合において、同法第五十二条の三十九第一項中「その日から二週間以内に」とあるのは「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第 号)の施行の日から二月以内に」と、同条第二項中「あらかじめ」とあるのは「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から二月以内に」とする。

第四節 移行期間中の業務に関する特例等

(通則)

第九十条 日本郵便株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

(民営化委員会の意見の聴取)

第九十一条 総務大臣は、日本郵便株式会社法第六条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

(同種の業務を営む事業者への配慮)

第九十二条 日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法第四条第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務(以下この条において「届出業務」という。)を営むに当たっては、日本郵便株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることに鑑み、届出業務(当該届出業務が他の事業者の委託を受けて行うもので

(通則)

第九十条 郵便局株式会社については、移行期間中、この法律又は他の法律に別段の定めがあるもののほか、この節の定めるところによる。

(民営化委員会の意見の聴取)

第九十一条 総務大臣は、郵便局株式会社法第五条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

(同種の業務を営む事業者への配慮)

第九十二条 郵便局株式会社は、郵便局株式会社法第四条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務(以下この条において「届出業務」という。)を営むに当たっては、郵便局株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることにかんがみ、届出業務(当該届出業務が他の事業者の委託を受けて行うもので

ある場合には、当該委託に係る業務を含む。）と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

い。

（日本郵便株式会社法の適用に関する特例等）
第九十三条 前条の規定の適用がある場合における日本郵便株式会社法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条 第一項	及び次に掲げる法律	、次に掲げる法律及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七章第四節
第十五条 第二項	及び前項各号に掲げる法律	、前項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第四節の規定
第十六条 第一項	及び前条第一項各号に掲げる法律及び各号に掲げる法律	、前条第一項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第四節の規定

2 総務大臣は、日本郵便株式会社法第四条第四項の規定による届出を受けたとき、又は同法第十五条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

（通則）

第二百三条（略）
第二百四条（略）
第二百五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、第六十二条第三項の規定によ

ある場合には、当該委託に係る業務を含む。）と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

い。

（郵便局株式会社法の適用に関する特例等）
第九十三条 前条の規定の適用がある場合における郵便局株式会社法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一項	及び次に掲げる法律	、次に掲げる法律及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七章第三節
第十三条 第二項	及び前項各号に掲げる法律	、前項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第三節の規定
第十四条 第一項	及び前条第一項各号に掲げる法律及び各号に掲げる法律	、前条第一項各号に掲げる法律及び郵政民営化法第七章第三節の規定

2 総務大臣は、郵便局株式会社法第四条第四項の規定による届出を受けたとき、又は同法第十三条第二項の規定による命令をしたときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

（通則）

第二百三条（略）
第二百四条（略）
第二百五条 内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便貯金銀行について、内外

り日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、郵便貯金銀行について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しなくても、郵便貯金銀行と他の金融機関等（預金保険法第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この節において同じ。）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

- 一 (略)
- 二 日本郵便株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便貯金銀行を除く。）と郵便貯金銀行との関係

254 (略)
(業務の制限)

第百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 (略)
 - 二 銀行法第十条第一項第二号に掲げる業務（次に掲げる業務を除く。）
- イ〜ニ (略)

の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しなくても、郵便貯金銀行と他の金融機関等（預金保険法第二条第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この節において同じ。）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

- 一 (略)
- 二 郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便貯金銀行を除く。）と郵便貯金銀行との関係

254 (略)
(業務の制限)

第百十条 (同上)

- 一 (略)
- 二 (同上)

イ〜ニ (略)

ホ 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社又は郵便保険会社に対する資金の貸付け

ヘ (略)

三〇六 (略)

二〇六 (略)

第百十條の二 郵便貯金銀行については、第六十二條第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前條第一項の規定は適用しない。

この場合において、郵便貯金銀行が同項各号に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

2 郵便貯金銀行は、前項後段の規定により業務を行うに当たっては、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

3 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項後段の規定による届出を受けるときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

イ。

(通則)

第百三十三條 (略)

第百三十四條 (略)

第百三十五條 内閣総理大臣及び総務大臣は、第六十二條第三項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分

ホ 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社又は郵便保険会社に対する資金の貸付け

ヘ (略)

三〇六 (略)

二〇六 (略)

(通則)

第百三十三條 (略)

第百三十四條 (略)

第百三十五條 内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便保険会社について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を

した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、郵便保険会社について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しなくても、郵便保険会社と他の生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下この節において同じ。）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

一 (略)

二 日本郵便株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便保険会社を除く。）と郵便保険会社との関係

2 3 4 (略)

(業務の制限)

第百三十八条 (略)

2 郵便保険会社は、保険料として收受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一 3 (略)

四 日本郵政株式会社又は日本郵便株式会社に対する資金の貸付け

五・六 (略)

3 3 5 (略)

適用しなくても、郵便保険会社と他の生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下この節において同じ。）との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

一 (略)

二 郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社（郵便保険会社を除く。）と郵便保険会社との関係

2 3 4 (略)

(業務の制限)

第百三十八条 (略)

2 (同上)

一 3 (略)

四 日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社に対する資金の貸付け

五・六 (略)

3 3 5 (略)

第百三十八条の二 郵便保険会社については、第六十二条第二項の規定により日本郵政株式会社が郵便保険会社の株式の二分の一以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、前条第一項本文、第二項及び第三項の規定は適用しない。この場合において、郵便保険会社が同条第一項本文に規定する保険の引受け、同条第二項各号に掲げる方法以外の方法による資産の運用及び同条第三項に規定する業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

2| 郵便保険会社は、前項後段の規定により業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

3| 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項後段の規定による届出を受けるときは、速やかに、その旨を民営化委員会に通知しなければならない。

第三節 承継会社の再編成

(郵便局株式会社の定款の変更)

第百七十六条の二 郵便局株式会社は、次に定めるところにより、定款の変更をするものとする。

一 その目的を日本郵便株式会社法その他の関係法律の規定に適合するものとすること。

二 その商号を日本郵便株式会社とすること。

三 平成二十四年改正法施行日を当該定款の変更の効力が発生する日

とすること。

(日本郵便株式会社及び郵便事業株式会社の合併)

第百七十六条の三 日本郵便株式会社及び郵便事業株式会社は、次に定めるところにより、合併をするものとする。

一 日本郵便株式会社を吸収合併存続会社(会社法第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社をいう。)とし、郵便事業株式会社を吸収合併消滅会社(同項第一号に規定する吸収合併消滅会社をいう。)とすること。

二 平成二十四年改正法施行日を効力発生日(会社法第七百四十九条第一項第六号に規定する効力発生日をいう。)とすること。

(準備行為)

第百七十六条の四 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第四条第四項の規定の例により、日本郵便株式会社が同項の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2| 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第六条第二項の規定の例により、日本郵便株式会社が同項の規定により届け出なければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3| 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第七条の規定の例により、日本郵便株式会社が同条の規定によ

り届けなければならない事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 郵便局株式会社は、平成二十四年改正法施行日前に、日本郵便株式会社法第十条の規定の例により、日本郵便株式会社の平成二十四年改正法施行日を含む事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 第二項の規定により届け出た事項は、平成二十四年改正法施行日において、郵便局（日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局をいい、簡易郵便局法第七条第二項に規定する簡易郵便局を含む。）を日本郵便株式会社法第六条第一項の規定に適合して設置することとしているものでなければならない。

6 第三項の規定により届け出た事項は、平成二十四年改正法施行日において、次の各号に掲げる契約を日本郵便株式会社が当該各号に定める者を相手方として締結しているものでなければならない。

一 日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務契約
郵便貯金銀行

二 日本郵便株式会社法第二条第三項に規定する保険窓口業務契約
郵便保険会社

（在職期間の通算）

第七十六条の五 日本郵便株式会社は、平成二十四年改正法施行日の前日に郵便局株式会社又は郵便事業株式会社の職員として在職する者（第六十七条の規定によりこれらの株式会社職員の職員となつた者に限

る。)で承継会社の再編成により引き続き日本郵便株式会社の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続きいた在職期間を日本郵便株式会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2| 平成二十四年改正法施行日の前日に郵便局株式会社又は郵便事業株式会社職員の職員として在職する者(第六十七條の規定によりこれらの株式会社職員の職員となつた者に限る。)が、承継会社の再編成により引き続き日本郵便株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本郵便株式会社の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の郵便局株式会社又は郵便事業株式会社の職員としての在職期間及び日本郵便株式会社の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が郵便局株式会社若しくは郵便事業株式会社又は日本郵便株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(登録免許税に係る課税の特例)

第七十七條 承継会社の再編成に伴い日本郵便株式会社が受ける登記又は登録で平成二十四年改正法施行日以後一年以内に受けるものにつ

(登録免許税に係る課税の特例)

第七十七條 第三十六條第十項の規定により日本郵政株式会社が受ける設立の登記並びに第三十七條第二項及び第三十八條第三項の規定に

いては、登録免許税を課さない。

より公社が行う出資に係る財産の給付に伴い日本郵政株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2| 第七十条第十項の規定により郵便事業株式会社が受ける設立の登記及び同条第七項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い郵便事業株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

3| 第七十九条第十項の規定により郵便局株式会社が受ける設立の登記及び同条第七項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い郵便局株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

4| 第九十六条第三項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い郵便貯金銀行が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

5| 第二百二十八条第三項の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い郵便保険会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(相続税に係る課税の特例)

第百八十条 個人が相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得をした財産のうち、次に掲げる要件のすべてを満たす土地又は土地の上に存する権利で政令で定めるもの（以下この項において「特定宅地等」という。）がある場合には、当該特定宅地等を租税特別措置法第六十九条

(相続税に係る課税の特例)

第百八十条 (同上)

の四第三項第一号に規定する特定事業用宅地等に該当する同条第一項に規定する特例対象宅地等とみなして、同条及び同法第六十九条の五の規定を適用する。

一 施行日前に当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人の相続人と旧公社との間の賃貸借契約に基づき旧公社法第二十条第一項に規定する郵便局の用に供するため旧公社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるものの敷地の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利のうち、施行日から当該被相続人に係る相続の開始の直前までの間において当該賃貸借契約（施行日の直前に効力を有するものに限る。）の契約事項に政令で定める事項以外の事項の変更がない賃貸借契約に基づき、引き続き、施行日から平成二十四年改正法施行日の前日までの間にあつては平成二十四年改正法第三条の規定による改正前の郵便局株式会社法第二条第二項に規定する郵便局の用に供するため郵便局株式会社に、平成二十四年改正法施行日から当該相続の開始の直前までの間にあつては日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局の用に供するため日本郵便株式会社にに対し貸し付けられていた建物で政令で定めるもの（次号において「郵便局舎」という。）の敷地の用に供されていたもの（以下この項において「宅地等」という。）であること。

二 当該相続又は遺贈により当該宅地等の取得をした相続人から当該相続の開始の日以後五年以上当該郵便局舎を日本郵便株式会社（当該相続が平成二十四年改正法施行日前に開始した場合には、当該相

一 施行日前に当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人の相続人と旧公社との間の賃貸借契約に基づき旧公社法第二十条第一項に規定する郵便局の用に供するため旧公社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるものの敷地の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利のうち、施行日から当該被相続人に係る相続の開始の直前までの間において当該賃貸借契約（施行日の直前に効力を有するものに限る。）の契約事項に政令で定める事項以外の事項の変更がない賃貸借契約に基づき引き続き郵便局株式会社法第二条第二項に規定する郵便局の用に供するため郵便局株式会社にに対し貸し付けられていた建物で政令で定めるもの（次号において「郵便局舎」という。）の敷地の用に供されていたもの（以下この項において「宅地等」という。）であること。

二 当該相続又は遺贈により当該宅地等の取得をした相続人から当該相続の開始の日以後五年以上当該郵便局舎を郵便局株式会社が引き継ぎ借り受けることにより、当該宅地等を同日以後五年以上当該郵

続の開始の日から平成二十四年改正法施行日の前日までの間にあつては郵便局株式会社、平成二十四年改正法施行日以後にあつては日本郵便株式会社）が引き続き借り受けることにより、当該宅地等を当該相続の開始の日以後五年以上当該郵便局舎の敷地の用に供する見込みであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

三 (略)

2 (略)

(承継会社の再編成に関する日本郵政株式会社等に対する命令)

第百八十四条 第十一章第三節の規定を施行するため特に必要があると認めるときは、総務大臣は、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社に対し、その必要の限度において命令をすることができる。

(政令への委任)

第百八十九条 この法律に規定するもののほか、本部及び民営化委員会に關し必要な事項、承継会社の再編成に關し必要な事項その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

便局舎の敷地の用に供する見込みであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

三 (略)

2 (略)

(設立及び承継等に関する日本郵政株式会社等に対する命令)

第百八十四条 次の各号に掲げる規定を施行するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定める大臣は、公社又は日本郵政株式会社に対し、その必要の限度において命令をすることができる。

一 第五章第一節、第六章第一節、第七章第一節、第八章第一節及び

第九章第一節 総務大臣

二 第十一章第一節 内閣総理大臣及び総務大臣

2 第百八十八条の規定を施行するため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、郵便保険会社に対し、その必要の限度において命令をすることができる。

(政令への委任)

第百八十九条 この法律に規定するもののほか、本部及び民営化委員会に關し必要な事項、この法律の適用がある場合における公社法その他の法令の規定に關する必要な技術的読替え、承継会社等の設立並びに

第百九十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第百八十四条の規定による命令に違反したとき。

第百九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした郵便貯金銀行又は郵便保険会社の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役又は支配人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 (略)

二 第百十条の二第一項後段、第百十二条第一項若しくは第二項、第百二十条第一項、第百三十八条の二第一項後段、第百四十条第一項又は第百四十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 (略)

四 (略)

公社の解散及び業務等の承継に関し必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第百九十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした日本郵政株式会社の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第百八十四条第一項の規定による命令に違反したとき。

第百九十六条 (同上)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 第百十二条第一項若しくは第二項、第百二十条第一項、第百四十条第一項又は第百四十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚

五〇十一 (略)

附 則

(失効)

第二条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日限り、その効力を失う。

一 (略)

二 第五章第五節、第七章第四節、第八章第三節、第九章第三節及び

第十章第三節の規定 移行期間の末日

偽の届出をしたとき。

五〇十一 (略)

十二 第八十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

第九十七條 第八十四条第一項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

附 則

(失効)

第二条 (同上)

一 (略)

二 第五章第五節、第六章第三節、第七章第三節、第八章第三節、第

九章第三節及び第十章第三節の規定 平成二十九年九月三十日

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 業務等（第四条―第十二条）</p> <p>第三章 雑則（第十三条―第十六条）</p> <p>第四章 罰則（第十七条―第二十二条）</p> <p>附則</p> <p>（会社の目的）</p> <p>第一条 日本郵政株式会社（以下「会社」という。）は、日本郵便株式会社が発行する株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 日本郵便株式会社が発行する株式の引受け及び保有</p> <p>二 日本郵便株式会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、日本郵便株式会社の株主としての権</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 業務等（第四条―第十三条）</p> <p>第三章 雑則（第十四条―第十七条）</p> <p>第四章 罰則（第十八条―第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（会社の目的）</p> <p>第一条 日本郵政株式会社（以下「会社」という。）は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、これらの株式の経営管理を行うこと並びにこれらの株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>一 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が発行する株式の引受け及び保有</p> <p>二 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、郵便事業株式会社及び郵便局株式会</p>

利の行使

四 (略)

2 (略)

(責務)

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

2| 前項の「生命保険」又は「郵便局」とは、それぞれ日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第三項又は第四項に規定する生命保険又は郵便局をいう。

(日本郵便株式会社の株式の保有)

第六条 会社は、常時、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

社の株主としての権利の行使

四 (略)

2 (略)

(郵便事業株式会社等の株式の保有)

第五条 会社は、常時、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(社会・地域貢献資金の交付)

第六条 会社は、郵便事業株式会社に対し、郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第四条第四項に規定する社会貢献業務計画の定めるところに従い、社会貢献業務（同条第二項に規定する社会貢献業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用に充てるものとして、社会貢献資金を交付するものとする。

2| 会社は、郵便局株式会社に対し、郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第六条第五項に規定する地域貢献業務計画の定めるところ

(株式)

第八条 会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式（第二十一條第三号において「募集株式」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(財務諸表)

第十二条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他会社の財産、損益又は業務の状況を示す書類として総務省令で定める書類を総務大臣に提出しなければならない。

に従い、地域貢献業務（同条第三項に規定する地域貢献業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用に充てるものとして、地域貢献資金を交付するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、社会貢献資金又は地域貢献資金（以下「社会・地域貢献資金」という。）の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(株式)

第八条 会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式（第二十二條第三号において「募集株式」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(財務諸表)

第十二条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(社会・地域貢献基金)

第十三条 会社は、社会・地域貢献資金の交付の財源をその運用によって得るために社会・地域貢献基金（以下「基金」という。）を設け、

- 2| 次項の規定により積み立てる金額をもってこれに充てるものとする。
2| 会社は、毎事業年度の損益計算上の利益金の額のうち、企業一般の配当の動向を考慮して政令で定めるところにより計算した金額を、一兆円に達するまで、基金に積み立てなければならない。
- 3| 基金の運用により生じた収益は、社会・地域貢献資金の交付の財源に充てるほか、当該収益の生じた事業年度中会社の他の支出の財源に充ててはならない。
- 4| 基金は、取り崩してはならない。ただし、基金の運用により生じた収益のみによつては社会・地域貢献資金の交付の財源を確保することができない場合であつて、社会・地域貢献資金が交付されないことにより郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の経営努力のみによつては社会貢献業務又は地域貢献業務の実施が困難となり、地域社会の安定に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 5| 会社は、基金に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分して整理しなければならない。
- 6| 会社は、総務省令で定めるところにより、确实かつ有利な方法により基金を運用しなければならない。
- 7| 会社は、郵便事業株式会社法第四条第三項又は郵便局株式会社法第六條第四項の規定により提出された申請書を総務大臣に提出するときは、基金の運用により生ずる収益の見通しに関する書類を併せて提出しなければならない。

第三章 雑則

第十三条 (略)

第十四条 (略)

第十五条 (略)

(情報の公表)

第十六条 会社は、その株式が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項第一号に規定する有価証券に該当しないときは、同号に規定する有価証券の発行者が同法第二十五条第二項の規定により公衆の縦覧に供しなければならない書類の写しに記載される情報を勘案して総務省令で定める情報を、総務省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2| 会社は、前項に定めるもののほか、第四条第二項、第九条又は第十条の規定による認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8| 第二項の規定は、一兆円を超えて基金を積み立てることを妨げるものではない。ただし、二兆円に達するまでは、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額をもって積み立てなければならない。

9| 前各項に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第三章 雑則

第十四条 (略)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

(課税の特例)

第十七条 会社が各事業年度（会社が連結親法人（法人税法（昭和四十

第四章 罰則

第十七条 (略)

第十八条 (略)

第十九条 第十七条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

第二十条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

年法律第三十四号) 第二条第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。) に該当する場合には、各連結事業年度) において第六条第一項又は第二項の規定に基づき交付する金銭の額は、同法第三十七条第七項 (同法第八十一条の六第六項において準用する場合を含む。) に規定する寄附金の額に含まれないものとする。

2) 前項に規定する事業年度とは法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいい、同項に規定する連結事業年度とは同法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

第四章 罰則

第十八条 (略)

第十九条 (略)

第二十条 第十八条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

第二十一条 第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 (同上)

一 (略)

二 第六條の規定に違反して、日本郵便株式会社の株式を処分したとき。

三〇五 (略)

六 第十二條の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書、事業報告書若しくは同條の総務省令で定める書類を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 第十三條第二項の規定による命令に違反したとき。

八 第十六條第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第二十二條 (略)

附則

(業務の特例)

第二條 会社は、当分の間、第四條に規定する業務のほか、同條に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる施設の運営又は管理

イ・ロ (略)

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項に規定する業務を行うに当たっては、当該業務と同種

一 (略)

二 第五條の規定に違反して、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の株式を処分したとき。

三〇五 (略)

六 第十二條の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 第十四條第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十三條 (略)

附則

(業務の特例)

第二條 会社は、平成二十四年九月三十日までの間、第四條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次に掲げる施設の譲渡又は廃止

イ・ロ (略)

二 前号イ又はロに掲げる施設の譲渡又は廃止をするまでの間における当該施設の運営又は管理

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うに

の業務を営む事業者の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならない。

(政府保有の株式の処分)

第三条 政府は、その保有する会社の株式(第二条に規定する発行済株式をいい、同条の規定により保有していなければならない発行済株式を除く。)については、できる限り早期に処分するものとする。

当たっては、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならない。

(政府保有の株式の処分)

第三条 政府は、その保有する会社の株式(第二条に規定する発行済株式をいい、同条の規定により保有していなければならない発行済株式を除く。)については、できる限り早期に処分するよう努めるものとする。

○郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>日本郵便株式会社法</p> <p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 業務等（<u>第四条</u>—<u>第十四条</u>）</p> <p>第三章 雑則（<u>第十五条</u>—<u>第十八条</u>）</p> <p>第四章 罰則（<u>第十九条</u>—<u>第二十四条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（会社の目的）</p> <p>第一条 <u>日本郵便株式会社</u>（以下「<u>会社</u>」という。）は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「<u>郵便窓口業務</u>」とは、<u>簡易郵便局法</u>（昭和二十四年法律第二百十三号）<u>第二条</u>に規定する郵便窓口業務をいう。</p> <p>2 この法律において「<u>銀行窓口業務</u>」とは、<u>会社</u>と次に掲げる事項を含む契約（以下「<u>銀行窓口業務契約</u>」という。）を締結する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）<u>第二条</u>第一項に規定する銀行（以下「<u>関連銀行</u>」という。）を所属銀行（<u>同条</u>第十六項に規定する所属銀行</p>	<p>郵便局株式会社法</p> <p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 業務等（<u>第四条</u>—<u>第十二条</u>）</p> <p>第三章 雑則（<u>第十三条</u>—<u>第十五条</u>）</p> <p>第四章 罰則（<u>第十六条</u>—<u>第二十一条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（会社の目的）</p> <p>第一条 <u>郵便局株式会社</u>（以下「<u>会社</u>」という。）は、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「<u>郵便窓口業務</u>」とは、<u>郵便窓口業務の委託等に関する法律</u>（昭和二十四年法律第二百十三号）<u>第二条</u>に規定する郵便窓口業務をいう。</p>

行をいう。)として営む銀行代理業(同条第十四項第一号及び第三号に掲げる行為に係るものであって、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)をいう。

一 会社が第五条の責務を果たすために銀行代理業を営むこと。

二 会社が営む銀行代理業の具体的な内容及び方法

三 会社の営業所であって、銀行代理業を行うものの名称及び所在地
四 その他総務省令で定める事項

3| この法律において「保険窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約(以下「保険窓口業務契約」という。)を締結する保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第三項に規定する生命保険会社(株式会社に限る。以下「関連保険会社」という。)を所属保険会社等として営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行(同法第三条第四項第一号に掲げる保険(第五条において「生命保険」という。)に係るものであって、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)をいう。
一 会社が第五条の責務を果たすために保険募集及び関連保険会社の事務の代行を営むこと。

二 会社が営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行の具体的な内容及び方法

三 会社の営業所であって、保険募集及び関連保険会社の事務の代行を行うものの名称及び所在地

四 その他総務省令で定める事項

4| この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であつて、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うものをいう。

5| この法律において「銀行代理業」とは、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。

6| この法律において「所属保険会社等」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法第二条第二十四項又は第二十六項に規定する所属保険会社等又は保険募集をいう。

(商号の使用制限)

第三条 会社でない者は、その商号中に日本郵便株式会社という文字を使用してはならない。

第二章 業務等

(業務の範囲)

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務

二 銀行窓口業務

三 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使

四 保険窓口業務

2| この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であつて、郵便窓口業務を行うものをいう。

(商号の使用制限)

第三条 会社でない者は、その商号中に郵便局株式会社という文字を使用してはならない。

第二章 業務等

(業務の範囲)

第四条 (同上)

一 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務

- 五 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使
- 六 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
 - 一 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行
 - 二 （略）
 - 三 前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
 - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 （略）
- 4 会社は、第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。
- 5 第一項の規定は、同項第二号の規定により会社が営む銀行窓口業務以外の銀行代理業又は同項第四号の規定により会社が営む保険窓口業務以外の保険募集若しくは所属保険会社等の事務の代行業を第二項又は第三項の規定により会社が営むことを妨げるものではない。

- 二 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 （同上）
- 一 （略）
- 二 前号に掲げるもののほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 （略）
- 4 会社は、第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(責務)

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

(郵便局の設置)

第六条 (略)

2 会社は、総務省令で定めるところにより、業務開始の際、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 郵便局の名称及び所在地

二 会社の営業所であつて、郵便窓口業務を行うもののうち、銀行窓

口業務又は保険窓口業務を行わないものの名称及び所在地

(銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の内容の届出)

第七条 会社は、総務省令で定めるところにより、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する前に、その内容を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(郵便局の設置)

第五条 (略)

(地域貢献業務計画)

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、三事業年度ごとに、三事業年度を一期とする地域貢献業務の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定め、当該実施計画に係る期間の開始前に、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとき

-
- も、同様とする。
- 2| 会社は、実施計画を定め、又は前項の認可を受けた実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ、地域貢献業務に関し優れた識見を有する者の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。
 - 3| 前二項の「地域貢献業務」とは、会社が営む第四条第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務のうち、次の各号のいずれにも該当すると認められるものをいう。
 - 一 地域住民の生活の安定の確保のために必要であること。
 - 二 会社以外の者による実施が困難であること。
 - 三 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第六条第二項の規定による地域貢献資金の交付を受けなければ、その実施が困難であること。
 - 4| 第一項の認可の申請は、日本郵政株式会社を経由して行わなければならない。
 - 5| 会社は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「地域貢献業務計画」という。）を公表しなければならない。
 - 6| 会社は、地域貢献業務計画に係る期間の終了後三月以内に、総務省令で定めるところにより、当該地域貢献業務計画の実施状況に関する報告書を総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。
-

第八条 (略)

(株式)

第九条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十三条第四号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(事業計画)

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十一条 (略)

第十二条 (略)

(財務諸表)

第十三条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他会社の財産、損益又は業務の状況を示す書類として総務省令で定める書類を総務大臣に提出しなければならない。

(収支の状況)

第十四条 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の次に

第七条 (略)

(株式)

第八条 会社は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十九条第一項に規定するその発行する株式（第二十条第五号において「新株」という。）若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(事業計画)

第九条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十条 (略)

第十一条 (略)

(財務諸表)

第十二条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を総務大臣に提出
しなければならない。

一 第四条第一項第一号及び第六号並びに第二項第一号に掲げる業務
並びにこれらに附帯する業務

二 第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯
する業務

三 第四条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯
する業務

四 前三号に掲げる業務以外の業務

第三章 雑則

(監督)

第十五条 会社は、総務大臣がこの法律及び次に掲げる法律の定めると
ころに従い監督する。

一 郵便法

二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第
百四十二号)

三 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一
号)

四 簡易郵便局法

五 お年玉付郵便葉書等に関する法律

六 郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)

七 (略)

第三章 雑則

(監督)

第十三条 (同上)

一 郵便窓口業務の委託等に関する法律

二 (略)

2 (略)

第十六条 (略)

(財務大臣との協議)

第十七条 総務大臣は、第十条、第十一条又は第十二条（定款の変更の決議に係るものを除く。）の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(情報の公表)

第十八条 会社は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第

二十四条第一項第一号に規定する有価証券の発行者が同法第二十五条第二項の規定により公衆の縦覧に供しなければならない書類の写しに記載される情報を勘案して総務省令で定める情報を、総務省令で定めるところにより、公表しなければならない。

2 会社は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第四条第四項、第六条第二項又は第七条の規定による届出をしたとき。

二 第十条の規定による認可を受けたとき。

三 第十四条の規定による提出をしたとき。

第四章 罰則

第十九条 (略)

第二十条 (略)

2 (略)

第十四条 (略)

(財務大臣との協議)

第十五条 総務大臣は、第六条第一項、第十条又は第十一条（定款の変更の決議に係るものを除く。）の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四章 罰則

第十六条 (略)

第十七条 (略)

第二十一条 第十九条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

第二十二條 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第六条第二項の規定に違反して、同項の届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

三 第七条の規定に違反して、同条の届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

四 第九条第一項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。

五 第九条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わ

第十八条 第十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 (略)

第十九條 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十條 (同上)

一 (略)

二 第六条第一項の規定に違反して、実施計画の認可を受けなかったとき。

三 第六条第五項又は第六項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第六条第六項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は虚偽の報告書を提出したとき。

五 第八条第一項の規定に違反して、新株若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。

六 第八条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わ

なかつたとき。

六 第十条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

七 第十一条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

八 第十三条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書、事業報告書若しくは同条の総務省令で定める書類を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

九 第十四条の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をした同条に規定する書類を提出したとき。

十 第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

十一 第十八条第一項又は第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第二十四条 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日から施行する。ただし、第三条、第四条第五項、第十一条（定款の変更の決議に係る部分に限る。）及び第二十一条の規定は、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(業務の特例)

第二条 会社は、当分の間、第四条第一項に規定する業務のほか、次に

なかつたとき。

七 第九条の規定に違反して、事業計画を提出しなかつたとき。

八 第十条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

九 第十二条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

十 第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十一条 (略)

附 則

この法律は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日から施行する。ただし、第三条、第四条第五項、第十一条（定款の変更の決議に係る部分に限る。）及び第二十一条の規定は、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

掲げる業務を営むものとする。

一 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務

二 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十八条第一項の規定による委託又は同条第四項の規定による再委託を受けた業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2) 前項の規定により会社の業務が営まれる間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第四項	及び保 険窓口 業務	保険窓口業務、附則第二条第一項第一号に掲げる業務（以下「受託郵便貯金管理業務」という。）及び同項第二号に掲げる業務（以下「受託簡易生命保険管理業務」という。）
第四条第二項	前項	前項及び附則第二条第一項
第四条第三項	前二項	前二項及び附則第二条第一項
第六条第二項第二号	又は保 険窓口 業務	保険窓口業務、受託郵便貯金管理業務又は受託簡易生命保険管理業務
第十四条第二号	第三号	第三号並びに附則第二条第一項第一号
第十四条第三号	第五号	第五号並びに附則第二条第一項第二号

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条 機構は、銀行その他の者との契約により当該者に郵便貯金管理業務の一部を委託しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 総務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該委託を受ける者が日本郵便株式会社以外の者であるときは、次項の規定により日本郵便株式会社に再委託すること。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第十五条 機構は、銀行その他の者との契約により当該者に郵便貯金管理業務の一部を委託することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (同上)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第十八条 機構は、生命保険会社その他の者との契約により当該者に簡易生命保険管理業務の一部を委託することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (同上)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p>

○水難救護法（明治三十二年法律第九十五号）（附則第八條關係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第九條（略）</p> <p>②前項ノ物件中ニ郵便物又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項ニ規定スル信書便物アルトキハ市町村長ハ遅滞ナク最寄ノ日本郵便株式会社ノ事業所（郵便ノ業務ヲ行フモノニ限ル）又ハ同条第六項ニ規定スル一般信書便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便事業者ノ事業所ニ引渡スヘシ</p>	<p>第九條（略）</p> <p>②前項ノ物件中ニ郵便物又ハ民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項ニ規定スル信書便物アルトキハ市町村長ハ遅滞ナク最寄ノ郵便事業者若ハ同条第六項ニ規定スル一般信書便事業者若ハ同条第九項ニ規定スル特定信書便事業者ノ事業所ニ引渡スヘシ</p>

○郵便法(昭和二十二年法律第六十五号) (附則第九条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第二条(郵便の実施) 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、<u>日本郵便株式会社</u>(以下「会社」という。)が行う。</p> <p>(任命)</p> <p>第五十九条 (略)</p> <p>2 前項の任命は、会社の使用人のうちから、会社の推薦に基づいて行うものとする。</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、郵便認証司となること ができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 この法律、郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)、簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)、お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)、郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)、郵便切手類模造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)に違反し、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>三〇五 (略)</p>	<p>第二条(郵便の実施) 郵便の業務は、この法律の定めるところにより、郵便事業株式会社(以下「会社」という。)が行う。</p> <p>(任命)</p> <p>第五十九条 (略)</p> <p>2 前項の任命は、会社の使用人であり、かつ、管理又は監督の地位にある者のうちから、会社の推薦に基づいて行うものとする。</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第六十条 (同上)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 この法律、郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)、郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)、お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)、郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)、郵便切手類模造等取締法(昭和四十七年法律第五十号)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)に違反し、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>三〇五 (略)</p>

(罷免)

第六十二条 総務大臣は、郵便認証司が、会社の使用人でなくなった場合
合には、これを罷免することができる。

(罷免)

第六十二条 総務大臣は、郵便認証司が、会社の使用人でなくなった場
合又は会社における管理若しくは監督の地位にある者でなくなった場
合には、これを罷免することができる。

○印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条 次の各号に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を日本郵便株式会社（以下「会社」という。）に委託し、それぞれ、当該各号に定める所において売り渡すものとする。</p> <p>一 収入印紙 会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。以下この項において同じ。）のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの、郵便切手類販売所（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条に規定する郵便切手類販売所をいう。以下同じ。）又は印紙売りさばき所（同条に規定する印紙売りさばき所をいう。以下同じ。）</p> <p>二 雇用保険印紙 会社の営業所のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの</p> <p>三 健康保険印紙 会社の営業所のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの</p> <p>四 自動車重量税印紙 会社の営業所、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの</p> <p>五 特許印紙 会社の営業所、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が経済産業大臣に協議して指定するもの</p>	<p>第三条 次の各号に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を郵便事業株式会社（以下「会社」という。）に委託し、それぞれ、当該各号に定める所において売り渡すものとする。</p> <p>一 収入印紙 会社の営業所若しくは郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局をいう。以下同じ。）のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの、郵便切手類販売所（郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第三条に規定する郵便切手類販売所をいう。以下同じ。）又は印紙売りさばき所（同条に規定する印紙売りさばき所をいう。以下同じ。）</p> <p>二 雇用保険印紙 会社の営業所又は郵便局のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの</p> <p>三 健康保険印紙 会社の営業所又は郵便局のうち、総務大臣が厚生労働大臣に協議して指定するもの</p> <p>四 自動車重量税印紙 会社の営業所、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が財務大臣に協議して指定するもの</p> <p>五 特許印紙 会社の営業所、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が経済産業大臣に協議して指定するもの</p>

2
～
7

(略)

2
～
7 の

(略)

○郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）（附則第十三条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（郵便切手類の販売等の委託）</p> <p>第二条 <u>日本郵便株式会社</u>（以下「会社」という。）は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばく者（以下「郵便切手類販売者」という。）を選定し、郵便切手類の国内における販売及び印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（郵便切手類の販売等の委託）</p> <p>第二条 <u>郵便事業株式会社</u>（以下「会社」という。）は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばくのに必要な資力及び信用を有する者のうちから郵便切手類を国内において販売し、及び印紙を売りさばく者（以下「郵便切手類販売者」という。）を選定し、郵便切手類の国内における販売及び印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（文書図画の頒布） 第四百二十二条（略） 2～4（略） 5 第一項の通常葉書は無料とし、第二項の通常葉書は有料とし、政令で定めるところにより、<u>日本郵便株式会社</u>において選挙用である旨の表示をしたものでなければならぬ。 6～13（略） （出納責任者の届出の効力） 第八十三條の二 第八十條第三項及び第四項、第八十二條又は前條第三項及び第四項の規定による届出書類を郵便で差し出す場合において、引受時刻証明の取扱いでこれを<u>日本郵便株式会社</u>に託した時をもつて、これらの規定による届出があつたものとみなす。</p>	<p>（文書図画の頒布） 第四百二十二条（略） 2～4（略） 5 第一項の通常葉書は無料とし、第二項の通常葉書は有料とし、政令で定めるところにより、<u>郵便事業株式会社</u>において選挙用である旨の表示をしたものでなければならぬ。 6～13（略） （出納責任者の届出の効力） 第八十三條の二 第八十條第三項及び第四項、第八十二條又は前條第三項及び第四項の規定による届出書類を郵便で差し出す場合において、引受時刻証明の取扱いでこれを<u>郵便事業株式会社</u>に託した時をもつて、これらの規定による届出があつたものとみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p>（輸入植物等の検査）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>日本郵便株式会社</u>は、通関手続が行われる事業所において、植物又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、<u>日本郵便株式会社</u>の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。</p> <p>6・7（略）</p>	<p>（輸入植物等の検査）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 <u>郵便事業株式会社</u>は、通関手続が行われる事業所において、植物又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を植物防疫所に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、<u>郵便事業株式会社</u>の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。</p> <p>6・7（略）</p>

○家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）（附則第十三条第四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四十三条 <u>日本郵便株式会社</u>は、通関手続が行われる事業所において、指定検疫物を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動物検疫所に通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 受取人が前項の開示を拒んだとき、又は受取人に開示を求めることができないときは、<u>家畜防疫官</u>は、<u>日本郵便株式会社</u>の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>第四十三条 <u>郵便事業株式会社</u>は、通関手続が行われる事業所において、指定検疫物を包有し、又は包有している疑いのある小形包装物又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動物検疫所に通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 受取人が前項の開示を拒んだとき、又は受取人に開示を求めることができないときは、<u>家畜防疫官</u>は、<u>郵便事業株式会社</u>の職員の立会いの下に当該郵便物を開くことができる。</p> <p>5 (略)</p>

○輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（附則第十三条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

改正案	現行
<p>（郵便物の内国消費税の納付等）</p> <p>第七条 課税物品を内容とする郵便物（関税法第六条の二第一項第二号ロ（税額の確定の方式）に規定する郵便物に限る。）を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で日本郵便株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。</p> <p>2 日本郵便株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。</p> <p>3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けなければならないことを記載したものを日本郵便株式会社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る時までに、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付し、又は次項若しくは第五項の規定によりその内国消費税の納付を日本郵便株式会社に委託しなければならない。この場合（当該郵便物を受け取る時までにその内国消費税を納付する場合に限る。）において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手續）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務</p>	<p>（郵便物の内国消費税の納付等）</p> <p>第七条 課税物品を内容とする郵便物（関税法第六条の二第一項第二号ロ（税額の確定の方式）に規定する郵便物に限る。）を輸入する場合には、保税地域からの引取りに係る課税標準の申告書に関する消費税法等の規定は、適用しない。この場合においては、税関長は、当該郵便物に係る内国消費税の課税標準及び税額を書面で郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。</p> <p>2 郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。</p> <p>3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、関税法第六十三条第一項（保税運送）の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けなければならないことを記載したものを郵便事業株式会社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る時までに、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付し、又は次項若しくは第五項の規定によりその内国消費税の納付を郵便事業株式会社に委託しなければならない。この場合（当該郵便物を受け取る時までにその内国消費税を納付する場合に限る。）において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手續）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務</p>

署の職員」とあるのは、「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）」と、「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする。

4 第二項の郵便物（関税率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定の適用を受ける場合には、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託しなければならぬ。この場合においては、国税通則法第三章第一節（国税の納付）の規定は、適用しない。

5 第二項の郵便物（関税率法その他の法律の規定により関税を免除

署の職員」とあるのは、「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）」と、「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする。

4 第二項の郵便物（関税率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定の適用を受ける場合には、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託しなければならぬ。この場合においては、国税通則法第三章第一節（国税の納付）の規定は、適用しない。

5 第二項の郵便物（関税率法その他の法律の規定により関税を免除

され、又は無税とされる郵便物に限る。)に係る内国消費税を納付しようとする者は、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託することができる。この場合においては、国税通則法第三章第一節の規定は、適用しない。

6 関税法第七十七条の二(第二項に限る。)から第七十七条の五まで(郵便物に係る関税の納付委託等)の規定は、第四項又は前項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を日本郵便株式会社に委託する場合について準用する。この場合において、同法第七十七条の二第二項中「前項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、「第十二条」とあるのは「国税通則法第六十条」と、同法第七十七条の三第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同条第四項中「前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法」とあるのは「国税通則法」と、「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同法第七十七条の四中「第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

7 第一項の郵便物の名あて人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国消費税を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定により当該郵

され、又は無税とされる郵便物に限る。)に係る内国消費税を納付しようとする者は、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託することができる。この場合においては、国税通則法第三章第一節の規定は、適用しない。

6 関税法第七十七条の二(第二項に限る。)から第七十七条の五まで(郵便物に係る関税の納付委託等)の規定は、第四項又は前項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を郵便事業株式会社に委託する場合について準用する。この場合において、同法第七十七条の二第二項中「前項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、「第十二条」とあるのは「国税通則法第六十条」と、同法第七十七条の三第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同条第四項中「前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法」とあるのは「国税通則法」と、「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同法第七十七条の四中「第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

7 第一項の郵便物の名あて人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国消費税を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定により当該郵

<p>便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十二条（賦課決定）の賦課決定通知書とみなす。</p> <p>8（略）</p> <p>（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）</p> <p>第八条 外国貨物（関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物をいう。以下同じ。）である課税物品が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、税関長は、当該各号に掲げる者から、直ちにその内国消費税を徴収する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 関税法第七十六条の二第一項（交付前郵便物に係る関税の徴収）に規定する交付前郵便物が亡失し、又は滅却された場合（災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除く。） 日本郵便株式会社</p> <p>三〇七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十二条（賦課決定）の賦課決定通知書とみなす。</p> <p>8（略）</p> <p>（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）</p> <p>第八条（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二 関税法第七十六条の二第一項（交付前郵便物に係る関税の徴収）に規定する交付前郵便物が亡失し、又は滅却された場合（災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除く。） 郵便事業株式会社</p> <p>三〇七（略）</p> <p>2・3（略）</p>
<p>（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）</p> <p>第八条（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二 関税法第七十六条の二第一項（交付前郵便物に係る関税の徴収）に規定する交付前郵便物が亡失し、又は滅却された場合（災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除く。） 郵便事業株式会社</p> <p>三〇七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収）</p> <p>第八条（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二 関税法第七十六条の二第一項（交付前郵便物に係る関税の徴収）に規定する交付前郵便物が亡失し、又は滅却された場合（災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除く。） 郵便事業株式会社</p> <p>三〇七（略）</p> <p>2・3（略）</p>

○郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）（附則第十三条第六号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 日本郵便株式会社又は外国の郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に紛らわしい外観を有する物は、製造し、輸入し、販売し、若しくは頒布し、又は郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票の用途に使用してはならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第一条 郵便事業株式会社又は外国の郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に紛らわしい外観を有する物は、製造し、輸入し、販売し、若しくは頒布し、又は郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票の用途に使用してはならない。</p> <p>2 (略)</p>

○郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）

（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>簡易郵便局法</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託に<u>関し必要な事項を定めることにより、これらの業務の円滑な運営に資することを目的とする。</u></p>	<p>郵便窓口業務の委託等に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、郵便事業株式会社から郵便局株式会社への郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託並びに<u>その再委託に<u>関し必要な事項を定めることにより、これらの業務の円滑な運営に資することを目的とする。</u></u></p> <p>（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）</p> <p>第三条 郵便事業株式会社は、契約により、郵便局株式会社の営業所において郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を行うこと（以下「委託業務」という。）を郵便局株式会社に委託しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による委託については、郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第七十二条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>3 郵便事業株式会社は、郵便窓口業務を自ら行い、又は郵便局株式会社以外の者に委託する場合には、あらかじめ、郵便局株式会社と協議し、郵便局株式会社の委託業務の遂行に支障のないようにしなければならない。</p> <p>4 総務大臣は、郵便法第七十二条第一項の認可の申請が郵便窓口業務を郵便局株式会社以外の者に委託しようとするものであるときは、同</p>

(郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託)

第三条 日本郵便株式会社(以下「会社」という。)は、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を次条第一項各号に掲げる者に委託することがその業務の運営上適切であると認めるときは、この法律の定めるところに従い、契約によりこれを他の者に委託することができる。

(受託者の資格)

第四条 会社の委託により郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を行う者(以下「受託者」という。)は、次に掲げる者でなければならぬ。

条第二項の規定にかかわらず、当該認可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第一項の認可をしてはならない。

一 郵便法第七十二条第二項各号のいずれにも適合しているものであること。

二 郵便局株式会社の委託業務の遂行に支障のないものであること。

三 郵便事業株式会社が委託をしようとする者が次のいずれにも該当しない者であること。

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

ロ 法人であつてその役員のうちイに該当する者があるもの

(委託業務の再委託)

第四条 郵便局株式会社は、委託業務を行う必要がある場合において、次条第一項各号に掲げる者に再委託することがその業務の運営上適切であると認めるときは、この法律の定めるところに従い、契約によりこれを他の者に再委託することができる。

(受託者の資格)

第五条 郵便局株式会社の再委託により委託業務を行う者(以下「受託者」という。)は、次に掲げる者でなければならぬ。

一〇四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、十分な社会的信用を有し、かつ、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を適正に行うために必要な能力を有する者

2 地方公共団体は、この法律の定めるところに従い、会社から委託された郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務（以下「委託業務」という。）を行うことができる。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる組合（以下単に「組合」という。）は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、この法律の定めるところに従い、委託業務を行うことができる。

第五条 (略)

(委託契約)

第六条 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第四條第一項に規定する者と会社の指定する場所において委託業務を行う契約（以下「委託契約」という。）を締結しなければならない。

(簡易郵便局の設置及び受託者の呼称)

第七条 受託者は、会社の指定する場所に、委託業務を行う施設（以下この条において「簡易郵便局」という。）を設けなければならない。

2 簡易郵便局（受託者が当該簡易郵便局において日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する銀行窓口業務及び同条第三項に規定する保険窓口業務を行う場合に限る。）は、同法第

一〇四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、十分な社会的信用を有し、かつ、委託業務を適正に行うために必要な能力を有する者

2 地方公共団体は、この法律の定めるところに従い、郵便局株式会社から再委託された委託業務（以下「再委託業務」という。）を行うことができる。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる組合（以下単に「組合」という。）は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、この法律の定めるところに従い、再委託業務を行うことができる。

第六条 (略)

(再委託契約)

第七条 郵便局株式会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第五条第一項に規定する者と郵便局株式会社の指定する場所において再委託業務を行う契約（以下「再委託契約」という。）を締結しなければならない。

(施設の設置)

第八条 受託者は、郵便局株式会社の指定する場所に、再委託業務を行う施設を設けなければならない。

2 前項の施設は、第三条第一項及び郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項の規定の適用については、郵便局株式会社の営業所とみなす。

六条（第二項第二号を除く。）の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する郵便局とみなす。

3 簡易郵便局は、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）第三条第一項、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第三条第一項、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第十九条（実用新案法）（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二条の五第二項、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十八条第二項、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七十七条第二項及び附則第二十七条第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び日本郵便株式会社法第六条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、会社の営業所とみなす。

4 受託者（受託者が団体である場合にあっては、当該団体における委託業務の責任者）は、簡易郵便局長という呼称を用いることができる。

（組合である受託者に係る委託業務の取扱いの基準）

第八条 （略）

（委託契約の解除）

第九条 会社は、受託者が第五条各号のいずれかに該当するに至ったときは、委託契約を解除しなければならない。

（組合である受託者に係る再委託業務の取扱いの基準）

第九条 （略）

（再委託契約の解除）

第十条 郵便局株式会社は、受託者が第六条各号のいずれかに該当するに至ったときは、再委託契約を解除しなければならない。

（他の法律の適用）

第十一条 郵便局株式会社は、次に掲げる法律の規定の適用については、郵便事業株式会社とみなす。

一 郵便法第五十九条第二項、第六十二条及び第六十五条第一項

二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百四十二号）第三条第四項、第六項及び第七項

2 郵便局株式会社は、郵便切手類販売所等に関する法律第四条（第二項後段を除く。）の規定の適用については、同法第二項第一項に規定する郵便切手類販売者とみなす。この場合において、同法第四条中「郵便切手類販売所」とあるのは、「委託業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第三条第一項に規定する委託業務をいう。）を行う営業所」とする。

第十二条 受託者は、郵便切手類販売所等に関する法律第四条の規定の適用については、同法第二項第一項に規定する郵便切手類販売者とみなす。この場合において、同法第四条中「郵便切手類販売所」とあるのは、「施設（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第八条第一項の施設をいう。）」と、同条第二項及び第三項中「会社」とあるのは「郵便局株式会社」とする。

第十三条 （略）

（罰則）

第十四条 第七条の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした

（郵便切手類販売所等に関する法律の適用）

第十条 受託者は、郵便切手類販売所等に関する法律第四条の規定の適用については、同法第二項第一項に規定する郵便切手類販売者とみなす。この場合において、同法第四条中「郵便切手類販売所」とあるのは、「施設（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項の施設をいう。）」とする。

第十一条 （略）

（罰則）

第十二条 第六条の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした

会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

附則

1| この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2| 日本郵便株式会社法附則第二条第一項の規定により日本郵便株式会社の業務が営まれる間、第七条第二項中「及び同条第三項に規定する保険窓口業務」とあるのは、「同条第三項に規定する保険窓口業務、日本郵便株式会社から独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号）第十五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務及び日本郵便株式会社から同法第十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務」と、同条第三項中「第六条第二項」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた同法第六条第二項」とする。

郵便局株式会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（お年玉付郵便葉書等の発行）</p> <p>第一条 <u>日本郵便株式会社</u>（以下「会社」という。）は、年始その他特別の時季の通信に併せて、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手（以下「お年玉付郵便葉書等」という。）を発行することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（お年玉等の交付等）</p> <p>第三条 第一条第一項の金品は、同項の郵便葉書若しくは同項の郵便切手を貼り付けて料金が支払われた郵便物の受取人又はその一般承継人（同項の郵便葉書又は同項の郵便切手を貼り付けて料金が支払われた郵便物が配達されなかつたときは、その郵便葉書若しくは郵便切手の購入者又はその一般承継人）に、最寄りの会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。）において支払い、又は交付する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（お年玉付郵便葉書等の発行）</p> <p>第一条 <u>郵便事業株式会社</u>（以下「会社」という。）は、年始その他特別の時季の通信に併せて、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手（以下「お年玉付郵便葉書等」という。）を発行することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（お年玉等の交付等）</p> <p>第三条 第一条第一項の金品は、同項の郵便葉書若しくは同項の郵便切手をはり付けて料金が支払われた郵便物の受取人又はその一般承継人（同項の郵便葉書又は同項の郵便切手をはり付けて料金が支払われた郵便物が配達されなかつたときは、その郵便葉書若しくは郵便切手の購入者又はその一般承継人）に、最寄りの会社の営業所（同項の金品の支払又は交付に関する業務の委託を受けた者の営業所を含む。）において支払い、又は交付する。</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が郵便物の取集、運送及び配達（以下「運送等」という。）を運送業者等に委託する場合に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（郵便物の夜間受渡し）</p> <p>第七条 鉄道運送業者は、総務大臣の要求があるときは、夜間に発着する列車に連結する郵便車に積卸しをする郵便物を郵便物の取扱いに従事する者（以下「郵便取扱員」という。）で会社の事業所（郵便の業務を行うものに限る。以下この条及び第十五条第二項において同じ。）に所属するものから受領して郵便車に乗務する郵便取扱員に引き渡し、又は郵便車に乗務する郵便取扱員から受領して会社の事業所に所属する郵便取扱員に引き渡さなければならない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が郵便物の取集、運送及び配達（以下「運送等」という。）を運送業者等に委託する場合に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（郵便物の夜間受渡し）</p> <p>第七条 鉄道運送業者は、総務大臣の要求があるときは、夜間に発着する列車に連結する郵便車に積卸しをする郵便物を郵便物の取扱いに従事する者（以下「郵便取扱員」という。）で会社の事業所に所属するものから受領して郵便車に乗務する郵便取扱員に引き渡し、又は郵便車に乗務する郵便取扱員から受領して会社の事業所に所属する郵便取扱員に引き渡さなければならない。</p>

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。 一～二十五（略）</p> <p>二十五の二 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第一項第一号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>二十六～二十九（略）</p> <p>4～7（略）</p> <p>附則</p> <p>（固定資産税等の課税標準の特例） 第十五条（略）</p> <p>2～24（略）</p> <p>25 日本郵便株式会社が所有する郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）第一条の規定による改正前の郵</p>	<p>（事業所税の非課税の範囲） 第七百一条の三十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（同上）</p> <p>一～二十五（略）</p> <p>二十五の二 郵便事業株式会社が郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第三条第一項各号に掲げる業務の用に供する施設で政令で定めるもの及び郵便局株式会社が郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第一項各号に掲げる業務の用に供する施設で政令で定めるもの</p> <p>二十六～二十九（略）</p> <p>4～7（略）</p> <p>附則</p> <p>（固定資産税等の課税標準の特例） 第十五条（略）</p> <p>2～24（略）</p> <p>25 郵便事業株式会社が所有する郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七十条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固</p>

政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七十条第七項及び第七十九條第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち日本郵便株式会社法第四条第一項（第三号及び第五号に係る部分を除く。）、第二項及び第三項に規定する業務の用に供するもので政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度から平成二十四年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

26
～
37
（略）

定資産のうち郵便事業株式会社法第三条に規定する業務の用に供するもので政令で定めるもの並びに郵便局株式会社が所有する郵政民営化法第七十九條第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のうち郵便局株式会社法第四条第一項及び第二項に規定する業務の用に供するもので政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度から平成二十四年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

26
～
37
（略）

○国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（附則第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
23	<p>附則</p> <p>当分の間、旧郵政被災職員に係る補償及び第二十二條第一項に規定する福祉事業に要する費用は、人事院規則で定めるところにより、次に掲げる者が負担する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 日本郵便株式会社</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p>	23	<p>附則</p> <p>(同上)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 郵便事業株式会社</p> <p>三 郵便局株式会社</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p>

○土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十三の二 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設</p> <p>十四～三十五 （略）</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十三の二 郵便事業株式会社が設置する郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第三条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設</p> <p>十四～三十五 （略）</p>

○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（附則第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（輸入を許可された貨物とみなすもの）</p> <p>第七十四条 外国貨物で、日本郵便株式会社から交付された郵便物（政令で定めるものを除く。）若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号（郵便法の適用除外）に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書、第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展览展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定により関税が徴収されたもの、第六十九条の二第二項（輸出してはならない貨物）、第六十九条の十一第二項（輸入してはならない貨物）若しくは第一百八条第一項（没収）の規定により没収されたもの、第八十四条第一項から第三項まで（收容貨物の公売又は売却）（第八十八条（留置貨物）及び第三百三十三条第三項（領置物件又は差押物件）において準用する場合を含む。）若しくは第三百三十三条第二項（領置物件又は差押物件の公売）の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第三百三十四条第三項（領置物件又は差押物件の帰属）の規定により国庫に帰属したものの、第三百三十八条第一項（通告処分）の規定により納付されたもの、刑事訴訟法の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したもの又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したもののその</p>	<p>（輸入を許可された貨物とみなすもの）</p> <p>第七十四条 外国貨物で、郵便事業株式会社から交付された郵便物（政令で定めるものを除く。）若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第三条各号（郵便法の適用除外）に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付された信書、第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保税展览展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定により関税が徴収されたもの、第六十九条の二第二項（輸出してはならない貨物）、第六十九条の十一第二項（輸入してはならない貨物）若しくは第一百八条第一項（没収）の規定により没収されたもの、第八十四条第一項から第三項まで（收容貨物の公売又は売却）（第八十八条（留置貨物）及び第三百三十三条第三項（領置物件又は差押物件）において準用する場合を含む。）若しくは第三百三十三条第二項（領置物件又は差押物件の公売）の規定により公売に付され、若しくは随意契約により売却されて買受人が買い受けたもの、第三百三十四条第三項（領置物件又は差押物件の帰属）の規定により国庫に帰属したものの、第三百三十八条第一項（通告処分）の規定により納付されたもの、刑事訴訟法の規定により売却され、没収が執行され、若しくは国庫に帰属したもの又は銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定により売却され、若しくは国庫に帰属したもののその</p>

他これらに類するもので政令で定めるものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 日本郵便株式会社は、輸出され、又は輸入される郵便物(信書のみを内容とするものを除く。)を受け取ったときは、当該郵便物を輸出し、又は輸入しようとする者から当該郵便物につき第六十七条の申告を行う旨の申し出があつた場合その他の政令で定める場合を除き、当該郵便物を税関長に提示しなければならない。

4 第七十条の規定は、第一項ただし書の規定により検査を受ける郵便物について準用する。この場合において、同条第一項中「輸出申告又は輸入申告」とあり、又は同条第二項中「第六十七条(輸出又は輸入の許可)の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査」とあるのは、「第七十六条第一項ただし書の検査その他郵便物に係る税関の審査」と、同条第三項中「輸出又は輸入を許可しない。」とあるのは「日本郵便株式会社は、その郵便物を発送し、又は名宛人に交付しない。」と読み替えるものとする。

5 税関長は、第一項ただし書の検査が終了したとき又は当該検査の必要がないと認めるときは、日本郵便株式会社にその旨を通知しなければならない。

(交付前郵便物に係る関税の徴収)

他これらに類するもので政令で定めるものは、この法律の適用については、輸入を許可された貨物とみなす。

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 (略)

2 (略)

3 郵便事業株式会社は、輸出され、又は輸入される郵便物(信書のみを内容とするものを除く。)を受け取ったときは、当該郵便物を輸出し、又は輸入しようとする者から当該郵便物につき第六十七条の申告を行う旨の申し出があつた場合その他の政令で定める場合を除き、当該郵便物を税関長に提示しなければならない。

4 第七十条の規定は、第一項ただし書の規定により検査を受ける郵便物について準用する。この場合において、同条第一項中「輸出申告又は輸入申告」とあり、又は同条第二項中「第六十七条(輸出又は輸入の許可)の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査」とあるのは、「第七十六条第一項ただし書の検査その他郵便物に係る税関の審査」と、同条第三項中「輸出又は輸入を許可しない。」とあるのは「郵便事業株式会社は、その郵便物を発送し、又は名宛人に交付しない。」と読み替えるものとする。

5 税関長は、第一項ただし書の検査が終了したとき又は当該検査の必要がないと認めるときは、郵便事業株式会社にその旨を通知しなければならない。

(交付前郵便物に係る関税の徴収)

第七十六条の二 前条第五項の規定による通知に係る郵便物（輸入されるものに限る。）であつて名宛人に交付される前のもの（以下この条において「交付前郵便物」という。）が亡失し、又は滅却されたときは、日本郵便株式会社から、直ちにその関税を徴収する。ただし、交付前郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 (略)

3 交付前郵便物が亡失した場合には、日本郵便株式会社は、政令で定めるところにより、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。

(郵便物の関税の納付等)

第七十七条 関税を納付すべき物を内容とする郵便物（賦課課税方式が適用されるものに限る。以下この条から第七十七条の三まで及び第七十八条において同じ。）があるときは、税関長は、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、日本郵便株式会社を経て当該郵便物の名宛人に通知しなければならない。

2 日本郵便株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名宛人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、当該郵便物を受け取る前に、同項の書面に記載された税額に相当する関税を納付し、又は次条第一項の規定によりその関税の納付を日本郵便株式会社に委託しなけ

第七十六条の二 前条第五項の規定による通知に係る郵便物（輸入されるものに限る。）であつて名あて人に交付される前のもの（以下この条において「交付前郵便物」という。）が亡失し、又は滅却されたときは、郵便事業株式会社から、直ちにその関税を徴収する。ただし、交付前郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 (略)

3 交付前郵便物が亡失した場合には、郵便事業株式会社は、政令で定めるところにより、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。

(郵便物の関税の納付等)

第七十七条 関税を納付すべき物を内容とする郵便物（賦課課税方式が適用されるものに限る。以下この条から第七十七条の三まで及び第七十八条において同じ。）があるときは、税関長は、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額を、書面により、郵便事業株式会社を経て当該郵便物の名あて人に通知しなければならない。

2 郵便事業株式会社は、前項の郵便物を交付する前に、同項の書面を名あて人に送達しなければならない。

3 前項の郵便物を受け取ろうとする者は、当該郵便物を受け取る前に、同項の書面に記載された税額に相当する関税を納付し、又は次条第一項の規定によりその関税の納付を郵便事業株式会社に委託しなけ

ればならない。ただし、当該郵便物を受け取るうとする者が、当該郵便物につき第六十三条第一項（保税運送）の承認を受け、その承認に係る書類を日本郵便株式会社に提示して当該郵便物を受け取るときは、この限りでない。

4 (略)

5 第一項の郵便物の名宛人が第三項の規定により当該郵便物に係る関税を納付し、又は次条第一項の規定により当該郵便物に係る関税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、第八条第四項（賦課決定）に規定する賦課決定通知書とみなす。

6～8 (略)

(郵便物に係る関税の納付委託)

第七十七条の二 郵便物に係る関税を納付しようとする者は、前条第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に同条第四項の納付書を添えて、これを日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託することができる。

2 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、前項の規定により納付しようとする税額に相当する金銭を日本郵便株式会社に交付したときは、当該交付した日に当該関税の納付があつたものとみなして、第十二条（延滞税）の規定を適用する。

(日本郵便株式会社による関税の納付等)

第七十七条の三 日本郵便株式会社は、前条第一項の規定により郵便物

ればならない。ただし、当該郵便物を受け取るうとする者が、当該郵便物につき第六十三条第一項（保税運送）の承認を受け、その承認に係る書類を郵便事業株式会社に提示して当該郵便物を受け取るときは、この限りでない。

4 (略)

5 第一項の郵便物の名あて人が第三項の規定により当該郵便物に係る関税を納付し、又は次条第一項の規定により当該郵便物に係る関税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、第八条第四項（賦課決定）に規定する賦課決定通知書とみなす。

6～8 (略)

(郵便物に係る関税の納付委託)

第七十七条の二 郵便物に係る関税を納付しようとする者は、前条第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に同条第四項の納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託することができる。

2 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、前項の規定により納付しようとする税額に相当する金銭を郵便事業株式会社に交付したときは、当該交付した日に当該関税の納付があつたものとみなして、第十二条（延滞税）の規定を適用する。

(郵便事業株式会社による関税の納付等)

第七十七条の三 郵便事業株式会社は、前条第一項の規定により郵便物

に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、政令で定める日までに、当該委託を受けた関税の額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）に納付しなければならぬ。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

2 日本郵便株式会社は、前条第一項の規定により郵便物に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を税関長に報告しなければならない。

3 日本郵便株式会社が第一項の関税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、税関長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその関税を日本郵便株式会社から徴収する。

4 税関長は、第一項の規定により日本郵便株式会社が納付すべき関税については、日本郵便株式会社に対して前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該関税に係る前条第一項の規定による委託をした者から徴収することができない。

5 税関長は、第二項の規定による報告があつた場合において必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、当該報告に係る郵便物に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、政令で定める日までに、当該委託を受けた関税の額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）に納付しなければならぬ。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

2 郵便事業株式会社は、前条第一項の規定により郵便物に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を税関長に報告しなければならない。

3 郵便事業株式会社が第一項の関税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、税関長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその関税を郵便事業株式会社から徴収する。

4 税関長は、第一項の規定により郵便事業株式会社が納付すべき関税については、郵便事業株式会社に対して前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該関税に係る前条第一項の規定による委託をした者から徴収することができない。

5 税関長は、第二項の規定による報告があつた場合において必要があると認めるときは、郵便事業株式会社に対し、当該報告に係る郵便物に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

(帳簿の備付け)

第七十七条の四 日本郵便株式会社は、政令で定めるところにより、第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定により委託を受けた関税の納付に関する事務に係る事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

(違法行為等の是正)

第七十七条の五 税関長は、日本郵便株式会社が第七十七条の三第二項（日本郵便株式会社による関税の納付等）若しくは前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 日本郵便株式会社は、前項の規定による税関長の求めがあつたときは、遅滞なく当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を税関長に報告しなければならない。

(原産地を偽つた表示等がされている郵便物)

第七十八条 輸入される郵便物中にある信書以外の物にその原産地について直接若しくは間接に偽つた表示又は誤認を生じさせる表示がされているときは、税関長は、その旨を日本郵便株式会社に通知しなければならない。

2 日本郵便株式会社は、前項の通知を受けたときは、名宛人に、その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正させなければならない。

(帳簿の備付け)

第七十七条の四 郵便事業株式会社は、政令で定めるところにより、第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定により委託を受けた関税の納付に関する事務に係る事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

(違法行為等の是正)

第七十七条の五 税関長は、郵便事業株式会社が第七十七条の三第二項（郵便事業株式会社による関税の納付等）若しくは前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、郵便事業株式会社に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 郵便事業株式会社は、前項の規定による税関長の求めがあつたときは、遅滞なく当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を税関長に報告しなければならない。

(原産地を偽つた表示等がされている郵便物)

第七十八条 輸入される郵便物中にある信書以外の物にその原産地について直接若しくは間接に偽つた表示又は誤認を生じさせる表示がされているときは、税関長は、その旨を郵便事業株式会社に通知しなければならない。

2 郵便事業株式会社は、前項の通知を受けたときは、名あて人、その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正させなければならない。

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（郵政会社等の役職員の取扱い）</p> <p>第二十条の三（略）</p> <p>2 前項の「郵政会社等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一（略）</p> <p>二 日本郵便株式会社</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>3 財務大臣は、前項第三号又は第四号の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。</p> <p>4（略）</p>	<p>附則</p> <p>（郵政会社等の役職員の取扱い）</p> <p>第二十条の三（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二 郵便事業株式会社</p> <p>三 郵便局株式会社</p> <p>四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>六（略）</p> <p>3 財務大臣は、前項第四号又は第五号の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。</p> <p>4（略）</p>

○特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号) (附則第三十一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(願書等の提出の効力発生時期)</p> <p>第十九条 願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められているものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号。以下この条において「信書便法」という。)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を日本郵便株式会社の営業所(郵便の業務を行うものに限る。)に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物(以下この条において「信書便物」という。)の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。</p>	<p>(願書等の提出の効力発生時期)</p> <p>第十九条 願書又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定により特許庁に提出する書類その他の物件であつてその提出の期間が定められているものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号。以下この条において「信書便法」という。)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を郵便事業株式会社の営業所であつて郵便窓口業務の委託等に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの(同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。)に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第二条第三項に規定する信書便物(以下この条において「信書便物」という。)の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときはその日時に、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものと</p>

みなす。

○消費税法（昭和六十三年法律第八号）（附則第三十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 次に掲げる資産の譲渡</p> <p>イ <u>日本郵便株式会社</u>が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条（定義）に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。）の譲渡及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項（簡易郵便局の設置及び受託者の呼称）に規定する委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売所等の設置）に規定する郵便切手類販売所（同法第四条第三項（郵便切手類の販売等）の規定による承認に係る場所（以下この号において「承認販売所」という。）を含む。）における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）第三条第一項各号（印紙の売渡し場所）に定める所（承認販売所を含む。）若しくは同法第四条第一項（自動車検査登録印紙の売渡し場所）に規定する所における同法第三条第一項各号に掲げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印紙（別表第二において「印紙」と総称する。）の譲渡</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四（同上）</p> <p>イ <u>郵便事業株式会社</u>が行う郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条（定義）に規定する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。）の譲渡及び郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）第三条第一項（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）に規定する郵便局株式会社の営業所若しくは同法第八条第一項（施設等の設置）に規定する再委託業務を行う施設若しくは郵便切手類販売所等に関する法律第三条（郵便切手類販売所等の設置）に規定する郵便切手類販売所（同法第四条第三項（郵便切手類の販売等）の規定による承認に係る場所（以下この号において「承認販売所」という。）を含む。）における郵便切手類又は印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）第三条第一項各号（印紙の売渡し場所）に定める所（承認販売所を含む。）若しくは同法第四条第一項（自動車検査登録印紙の売渡し場所）に規定する所における同法第三条第一項各号に掲</p>

五
十三
(略)

ロ・ハ
(略)

五
十三
(略)

ロ・ハ
(略)

げる印紙若しくは同法第四条第一項に規定する自動車検査登録印
紙(別表第二において「印紙」と総称する。)の譲渡

改 正 案	現 行
<p>（送達場所等の届出）</p> <p>第四百四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項前段の規定による届出をしない者で次の各号に掲げる送達を受けたものに対するその後の送達は、前条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める場所においてする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。第六十六条第一項後段において同じ。）においてするもの及び同項後段の規定による送達</p> <p>三（略）</p> <p>（補充送達及び差置送達）</p> <p>第六十六条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が日本郵便株式会社の営業所にお</p>	<p>（送達場所等の届出）</p> <p>第四百四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二 次条後段の規定による送達のうち郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社の営業所（郵便事業株式会社から当該送達の業務の委託を受けた者の営業所を含む。第六十六条第一項後段において同じ。）においてするもの及び同項後段の規定による送達</p> <p>三（略）</p> <p>（補充送達及び差置送達）</p> <p>第六十六条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が郵便事業株式会社の営業所にお</p>

2・3 (略) いて書類を交付すべきときも、同様とする。

2・3 (略) いて書類を交付すべきときも、同様とする。

○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（附則第三十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵便局（日本郵便株式会社の営業所であつて、簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うものをいう。以下同じ。）において取り扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的とする。</p> <p>（郵便局の指定等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、日本郵便株式会社と協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 地方公共団体は、日本郵便株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局のうち、郵便局株式会社の営業所であるものをいう。以下同じ。）において取り扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的とする。</p> <p>（郵便局の指定等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、郵便局株式会社に協議しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 地方公共団体は、郵便局株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。</p>

(報告の請求等)

第四条 地方公共団体の長は、個人情報の適正な取扱いを確保する等郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、報告を求め、又は必要な指示をすることができるとができる。

2・3 (略)

(日本郵便株式会社の責務)

第五条 日本郵便株式会社は、事務取扱郵便局の職員が郵便局取扱事務に関して知り得た情報を当該郵便局取扱事務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

(報告の請求等)

第四条 地方公共団体の長は、個人情報の適正な取扱いを確保する等郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するため必要があると認めるときは、郵便局株式会社に対し、報告を求め、又は必要な指示をすることができるとができる。

2・3 (略)

(郵便局株式会社の責務)

第五条 郵便局株式会社は、事務取扱郵便局の職員が郵便局取扱事務に関して知り得た情報を当該郵便局取扱事務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）（附則第三十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （失効等）</p> <p>第二条 附則第四条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第四十二条、第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項及び第三項の規定は、郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日限り、その効力を失う。</p> <p>2 （略）</p> <p>（日本郵政公社法施行法の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第四十五条〜第四十八条 （略）</p> <p>第四十九条 旧公社法施行法の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で旧公社法施行法の施行後も従前の郵政事業特別会計が引き続き存続するものとした場合において郵政事業特別会計において負担すべきこととなるものについては、次に掲げる者が郵政事業特別会計として存続するものとみなし、政令で定めるところにより、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）の規定を準用する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>日本郵便株式会社</u></p>	<p>附則 （失効等）</p> <p>第二条 附則第四条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第四十二条、第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項及び第三項の規定は、平成二十九年九月三十日限り、その効力を失う。</p> <p>2 （略）</p> <p>（日本郵政公社法施行法の廃止に伴う経過措置）</p> <p>第四十五条〜第四十八条 （略）</p> <p>第四十九条 （同上）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>郵便事業株式会社</u></p> <p>三 <u>郵便局株式会社</u></p>

三 (略)

四 (略)

五 (略)

第五十条～第五十四条 (略)

第五十五条 旧公社法施行法附則第三十条第一項に規定する事業団等の役員であった組合員に係るこの法律の施行後の第六十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（附則第九十三条及び第九十四条において「新国共済法」という。）の規定の適用については、旧公社法施行法附則第三十条の規定は、なおその効力を有する。

第五十六条 (略)

（国家公務員法の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条 旧公社の職員から引き続き第十二条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条において「旧法」という。）第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員（旧公社の職員を除く。以下この条及び附則第一百七七条において「一般職国家公務員」という。）となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に関する第十二条の規定による改正後の国家公務員法第八十二条第一項第一号及び第八十二条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、附則第一百七七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる第一百十二条の規定による改正前の国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。旧公社の職員としての在職期間が旧法第八十二条第二項に規定する要請に応じた退職前の在職期間

四 (略)

五 (略)

六 (略)

第五十条～第五十四条 (略)

第五十五条 旧公社法施行法附則第三十条第一項に規定する事業団等の役員であった組合員に係るこの法律の施行後の第六十六条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（附則第九十三条から第九十五条までにおいて「新国共済法」という。）の規定の適用については、旧公社法施行法附則第三十条の規定は、なおその効力を有する。

第五十六条 (略)

（国家公務員法の一部改正に伴う経過措置）

第五十九条 旧公社の職員であった者に関する第十二条の規定による改正後の国家公務員法（以下この条において「新法」という。）第八十二条第一項第一号及び第八十四条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、附則第一百七七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる第一百十二条の規定による改正前の国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十九条 (略)

2 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は、それぞれ日本郵政株式会社、日本郵便株式会社(郵政民営化法第七十六条の二の規定による定款の変更前の郵便局株式会社及び同法第七十六条の三の規定による合併前の郵便事業株式会社を含む)、郵便貯金銀行及び郵便保険会社を退職した者に係る附則第八十七条第一項の規定に基づく新退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額を、政令で定めるところにより、一般会計に納付しなければならない。この場合において、一般会計が受け入れた金額の過不足額の調整については、第三十四条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第二条の規定を準用する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 (略)

第九十一条 削除

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十九条 (略)

2 承継会社は、当該承継会社を退職した者に係る附則第八十七条第一項の規定に基づく新退職手当法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額を、政令で定めるところにより、一般会計に納付しなければならない。この場合において、一般会計が受け入れた金額の過不足額の調整については、第三十四条の規定による改正後の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第二条の規定を準用する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 (略)

第九十一条 郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び機構は、承継計画において定めるところに従い、前条第

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第九十五条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で旧公社が引き続き存続するものとした場合において旧公社において負担すべきこととなるものについては、国家公務員共済組合法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等が負担する。

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第七百七条 (略)

2 旧法第二条第二項第六号に掲げる職員から引き続き一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する第一百十二条の規定による改正後の国家公務員倫理法(以下この条において「新法」という。)第六条の規定の適用については、同号に掲げる職員であったことを新法第二条第二項に規定する本省課長補佐以上の職員であったこととみなす。旧公社の職員としての在職期間が第十二条の規定による改正前の国家公務員法第八十二条第二項に規定する要請に応じた退職前の在職期間に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。

三項の規定により日本郵政株式会社が納付義務を負うこととなる市町村納付金等に要する費用の一部を負担するものとする。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第九十五条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で旧公社が引き続き存続するものとした場合において旧公社において負担すべきこととなるものについては、新国共済法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等が負担する。

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第七百七条 (略)

2 旧法第二条第二項第六号に掲げる職員であった者に対する第一百十二条の規定による改正後の国家公務員倫理法(以下この条において「新法」という。)第六条の規定の適用については、同号に掲げる職員であったことを新法第二条第二項に規定する本省課長補佐以上の職員であったこととみなす。

3 旧法第二条第四項第四号に掲げる職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する新法第七条及び第八条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第四項に規定する本省審議官級以上の職員であつたこととみなす。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4 (略)

5 旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に関する新法第十一条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下この項において「新特労法」という。）第二条第四号の職員のうち旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

3 旧法第二条第四項第四号に掲げる職員であつた者に対する新法第七条及び第八条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第四項に規定する本省審議官級以上の職員であつたこととみなす。

4 (略)

5 旧公社の職員であつた者に関する新法第十一条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下この項において「新特労法」という。）第二条第四号の職員のうち旧公社の職員であつた者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）

（附則第三十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（国等に対する寄附金等）</p> <p>第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。）又は日本郵政株式会社、<u>日本郵便株式会社</u>、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、沖繩振興開発金融公庫若しくは日本年金機構（以下この条において「会社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認め</p>	<p>附 則</p> <p>（国等に対する寄附金等）</p> <p>第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。）又は日本郵政株式会社、<u>郵便事業株式会社</u>、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、沖繩振興開発金融公庫若しくは日本年金機構（以下この条において「会社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他や</p>

られる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

むを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

○非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）（附則第四十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（郵政民営化法の一部改正）</p> <p>第百五十六条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十五条第五項中「第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）」、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）」、第八百七十二条の二」に改める。</p> <p>第百五十七条 削除</p>	<p>（旧郵政民営化法の一部改正）</p> <p>第百五十六条 郵政改革法（平成二十三年法律第 号）第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）とあるのは「郵政民営化法」と、同条中「郵政改革法（平成二十三年法律第 号）第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」とする。</p> <p>（旧郵政民営化法の一部改正に伴う調整規定）</p> <p>第百五十七条 この法律の施行の日が郵政改革法附則第二号に掲げる規定の施行の前となる場合には、前条の見出し中「旧郵政民営化法」とあるのは「郵政民営化法」と、同条中「郵政改革法（平成二十三年法律第 号）第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による廃止前の郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」とする。</p>

○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）（附則第四十一条 関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一～四 （略）</p> <p>第十四条 政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式（日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第二条の規定により政府が保有していなければならない株式を除く。）について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。</p>	<p>附則 （施行期日） 第一条 （同上） 一～四 （略） 五 附則第十四条及び第十六条（附則第十四条に係る部分に限る。）の規定 郵政改革法（平成二十三年法律第 号）の施行の日</p> <p>第十四条 政府は、前条第一項各号に掲げる措置のほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式（日本郵政株式会社法（平成二十三年法律第 号）第三条の規定により政府が保有していなければならない議決権に係る株式を除く。）について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分するものとする。</p>

○保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（附則第四十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（郵政民営化法の一部改正）</p> <p>第十一条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第百三十九条第二項中「第百六条第五項」を「第百六条第八項」に改め、同条第八項中「第十四号」を「第十五号」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。</p>	<p>附 則</p> <p>（郵政改革法の一部改正）</p> <p>第十一条 郵政改革法（平成二十四年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六十六条第二項第二号中「第十四号」を「第十五号」に改める。</p>

○租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）（附則第四十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 一十二（略）</p> <p>十三 第一条中租税特別措置法第五十七条の九の改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定及び同法第六十八条の五十八の二を削る改正規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項並びに第三十六条第二項及び第三項の規定、<u>郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日</u></p> <p>十四（略）</p> <p>（法人の準備金に関する経過措置）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 旧租税特別措置法第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を積み立てている日本郵政株式会社の附則第一条第十三号に定める日を含む事業年度開始の前日に開始した事業年度の所得の金額の計算については、なお従前の例による。</p> <p>3 日本郵政株式会社が附則第一条第十三号に定める日を含む事業年度</p>	<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条（同上）</p> <p>一 一十二（略）</p> <p>十三 第一条中租税特別措置法第五十七条の九の改正規定、同法第六十八条の三の四第一項の改正規定及び同法第六十八条の五十八の二を削る改正規定並びに附則第二十五条第二項及び第三項並びに第三十六条第二項及び第三項の規定、<u>日本郵政株式会社法（平成二十四年法律第 号）の施行の日</u></p> <p>十四（略）</p> <p>（法人の準備金に関する経過措置）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 旧租税特別措置法第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を積み立てている日本郵政株式会社の附則第一条第十三号に定める日前に開始した事業年度の所得の金額の計算については、なお従前の例による。</p> <p>3 日本郵政株式会社が附則第一条第十三号に定める日において有する</p>

開始の日において有する旧租税特別措置法第五十七条の九第一項第二号に規定する社会・地域貢献準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第三十六条 (略)

2 旧租税特別措置法第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を積み立てている連結親法人である日本郵政株式会社の附則第一条第十三号に定める日を含む連結事業年度開始の前日に開始した連結事業年度の連結所得の金額の計算については、なお従前の例による。

3 連結親法人である日本郵政株式会社が附則第一条第十三号に定める日を含む連結事業年度開始の日において有する旧租税特別措置法第六十八条の五十八の二第一項第二号に規定する社会・地域貢献準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

旧租税特別措置法第五十七条の九第一項第二号に規定する社会・地域貢献準備金の金額は、同日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第三十六条 (略)

2 旧租税特別措置法第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を積み立てている連結親法人である日本郵政株式会社の附則第一条第十三号に定める日前に開始した連結事業年度の連結所得の金額の計算については、なお従前の例による。

3 連結親法人である日本郵政株式会社が附則第一条第十三号に定める日において有する旧租税特別措置法第六十八条の五十八の二第一項第二号に規定する社会・地域貢献準備金の金額は、同日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

○国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第号）（附則第四十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>第二条～第二十七条 （略）</p> <p>（防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部改正）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七十二条</p> <p>五 （略）</p>	<p>附則 （施行期日）</p> <p>第一条 （同上）</p> <p>一～四 （略）</p> <p>第二条～第二十七条 （略）</p> <p>（防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部改正）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（任務）</p> <p>第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、<u>郵政事業の適正かつ確実な実施の確保</u>、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜七十八 （略）</p> <p>七十九 <u>郵政事業</u>（法律の規定により、郵便局において行うものとき）<u>れ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をい</u></p>	<p>（任務）</p> <p>第三条 総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、<u>郵便事業の適正かつ確実な実施の確保</u>、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条 <u>（同上）</u></p> <p>一〜七十八 （略）</p> <p>七十九 <u>郵便事業</u>に関すること。</p>

う。）」に関すること。

七十九の二 (略)

七十九の三 (略)

八十九の九 (略)

(総合通信局等)

第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第六十三号から第七十二号まで、第七十四号から第七十六号まで、第七十九号の三、第九十四号及び第九十九号に掲げる事務を分掌する。

2 4 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 (略)

2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
(略)	(略)
(削る)	(削る)

七十九の二 郵便局の活用による地域住民の利便の増進に関すること。

七十九の三 社会・地域貢献基金に関すること。

七十九の四 (略)

七十九の五 (略)

八十九の九 (略)

(総合通信局等)

第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、第四条第六十三号から第七十二号まで、第七十四号から第七十六号まで、第七十九号の五、第九十四号及び第九十九号に掲げる事務を分掌する。

2 4 (略)

附則

(所掌事務の特例)

第二条 (略)

2 (同上)

期限	事務
(略)	(略)
平成二十九年	郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)に規

3 (略)	郵政民営化法 (平成十七年 法律第九十七 号) 第八条に 規定する移行 期間の末日	(略)	
		郵政民営化法に規定する事務を行うこと。	

3 (略)		(略)	九月三十日
		(略)	定する事務を行うこと。